

## 第2回 児童虐待に関する万国津梁会議

日時: 令和元年10月10日(木) 13:30～15:30

場所: なは市民共同プラザ2階

委員: 比嘉昌哉委員長、海野千畝子委員、上間陽子委員、野村れいか委員、横江崇委員  
(村瀬嘉代子委員 欠席)

(事務局) 定刻となりましたので、ただいまから第2回児童虐待に関する万国津梁会議を開催したいと思います。本日は、村瀬委員が欠席との連絡を受けております。この後の進行については比嘉委員長に引き継ぎます。よろしくお願いいたします。

(比嘉委員長) 皆さんこんにちは。それでは第2回の会議を開催したいと思います。議事に入る前に1点確認事項があります。前回の会議で子どもの貧困について、事務局で整理の上、資料提供という形で対応させて頂いたと聞いております。これまでに事務局から各委員への説明、資料の提供があったと思いますが、委員の皆様からご質問ご意見等ありますでしょうか。

(上間委員) 上間です。貧困の問題と虐待の問題というのは非常に関連深いということがあって、前回もそういう話に基づいた形で進められたかと思っています。ざっくり見させてもらって、こういう横断的な形で沖縄こども未来県民会議とかというのを作られているのは、沖縄県のすごく先進的なやり方だと思うのですが、一方で、改めて見て思ったんですけど、例えば調査をたくさんしているのも沖縄の特徴ですよ。27年から30年まで継続的にやってらっしゃいますが、高校生調査で、今、ゆいレールの通学運賃の半額制度開始とか、ひとり親世帯のバス通学サポートの事業の開始ということがありますが、この場に県がいらっしゃるので特に強調しておきたいのですが、ある世帯だけに対する支援というのはとても子どもたちは嫌がります。それ自体がスティグマになってしまって、貧しいんだとか貧困世帯なんだということになってしまうので、そういうことではなくて全ての子どもたち、この委員会でもそれが強調されていると思いますが、どの家庭のどの子どもでも、これは支援していくということが大事だろうと、改めて思いました。

(比嘉委員長) はい、ありがとうございます。いろんな取組がなされているという中で、高校生に対する、ゆいレール、バス通勤に対するご意見だったかと思っています。事務局から何かご回答ありますか。

(事務局) 上間先生、どうもありがとうございました。青少年子ども家庭課長の真鳥でございます。高校生調査の部分の対応策について、ひとり親世帯のバス通学サポート実証事業を30年度の10月からさせていただいて、高校生に対して通学サポートをさせていただいております。実証事業という形でさせていただいているのですが、実は次年度、教育庁の方でひとり親に限らず中高生を対象とした施策を打つということで調整をしておりますので、そういった形で裾野を広げていけたらと考えているところでございます。

(比嘉委員長) それでは他の委員の方、子どもの貧困について何かございますか。

【特に意見なし】

(比嘉委員長)すべての子どもたち、一人も取り残さないをキーワードに我々は考えていかないといけないと思っています。今後も県の施策を注視していきたいと思っています。貴重なご意見ありがとうございました。それでは、議題の児童虐待に関する万国津梁会議の意見案について協議に入りたいと思います。最初に事務局より説明をお願いします。

(事務局)第1回の会議において委員の先生から発言のあった御意見を、8つの項目で整理を行いまして主な意見としてまとめたものが、皆様のお手元にある児童虐待に関する万国津梁会議の意見案となっています。また、この意見案を事前に委員の先生にもご覧いただきまして、それに対する修正意見も反映させております。またその際に、各委員に第1回では言い足りなかったものなども含め修正意見を照会しており、それも合わせて反映させています。その部分はアンダーラインを引いています。各委員からの修正意見の整理表として作成したものが、引用資料となっております。これからの議事の進め方としましては、各項目の修正意見で主なものについて意見を出された委員にその趣旨を伺いまして、それについて委員全体で協議していただくのはいかがかと思っております。以上です。

(比嘉委員長)ありがとうございました。それでは、事務局から説明があったように進めてよろしいでしょうか。

#### 【特に意見なし】

(比嘉委員長)それでは、2ページを見ていただけますか。8つに項目分けされているところですが、一つ目が子どもの権利という項目になっております。そちらの方の9行目から12行目にかけて、横江委員の修正意見があります。委員の方からその趣旨説明をお願いしてよろしいでしょうか。

(横江委員)横江でございます。言葉として、前回、そもそもこの児童虐待に関する会議ということではあるんですけども、やはりその根本的な子どもの権利、子どもの人権というものをきちんと保障できるような社会というのを作っていかないといけないだろうというところで、虐待に関わらず子どもの権利全般を、というところで発言させていただきました。今回その字句の修正で、子どもの権利条約の子どもの権利の4つの柱である、「生きる、育つ、守られる、参加する」というような権利を明確にしたいということでしたり、まさに前回お話しさせていただいた虐待とか体罰というのが、大人が子どもを支配的になるという中で起こりがちだというところで、大人は子どもの支配者ではないということを確認に位置付けしてもらいたいという趣旨で文言の修正をさせていただきました。

(比嘉委員長)はい、ありがとうございます。その下の「このような」というところも同様に説明いただいたと理解してよろしいですか。

(横江委員)ここは個人的な意見というところでもあるんですけども、せっかくこの条例を作るのであれば、虐待にかかわらず子どもの権利全般をというところで、まさに先程説明があった貧困ということも含めて、子どもの権利全般を保障するような条例を制定していただきたいという個人的な意見を述べさせていただきました。

(比嘉委員長)横江委員どうもありがとうございました。他の委員の方からご意見何かありますか。

(上間委員)これはもう全員一致していることだと思います。虐待に特化したことではなくて、虐待を探して救っていくためにも、すべての子どもの権利というのが保障されているということが常態化しないといけないので、これは本当に大事な、委員総意だと思います。

(比嘉委員長)ありがとうございます。子どもの権利条約というものが批准されて長くなります。それが今現在、生活の中に、しっかり子どもたちがそれによって守られているかという、政府の回答も含めてですが、非常心許ない状況が続いているのかなと思います。理念だけじゃなくて、それが実質的に実現されているという保証が非常に重要かと思しますので、この一文はぜひ入れていきたいなと感じたところです。ありがとうございます。それでは次の方に進んでよろしいでしょうか。2ページの下の所になります。30行目ですね。これは上間委員の方からですね。

(上間委員)はい。(2)の子どもの声・意見の汲み上げというところは、前回の会議においては学校の問題性として話されたところだと記憶しています。虐待とか体罰を受けている子どもたちが非常に自分の辛さを語り辛くなっていて、しかも、それを言ったとしてもなかなか汲み上げられないような状況があるんじゃないかという話があったかと思えます。その時に、なぜそうになってしまうのかという時に、学校の中で子どもたちが話せていない、自分の意見を表明していいという実感をなかなか持ちづらいということが話されておりましたので、子どもたちが毎日過ごす学校という日常レベル、まさに日々のところ、そこを作っていく必要性ということを強調したいと思いました。もう一つこの(2)に関しては、方向が2つあったと思っているのですが、意見の表明ということをもつて個々の子どもたちが強く持っていけるようにするというのと、他者の介入をどうするのかという側面があって、そこは横江先生の方から強調されたと思っています。

(比嘉委員長)ありがとうございます。学校という子どもたちが長く生活する場所ですね、非常に長い時間を学校で過ごします。実際の中でこれをどうやって子どもの声を拾い上げていくか、作り上げていくのところが重要な意見だと思います。次に海野委員お願いします。

(海野委員)海野です。あいにく風邪をひいてしまいまして、声が聞きにくいこともありますが、よろしくをお願いします。その学校での子どもの意見表明を促すという状況というのは、まず、現在の学校というものの子どもの定数と、一クラスにおける教員の数というものが非常に大きいことだと思っています。先生方の中で、10%近くがなんらかの理由で療養休暇を取らざるを得ない状態になるほど多忙な状態、それが実は現実であるので、そういう中で子どもの意見を聞く状況というのは難しいのではないかと。なので、包括的な支援という視点で考えますと、教師のメンタルヘルスや教師の教育活動がより円滑に進むような対応やシステムを作っていくということが優先され、そして教師が生き生きと朗らかに教育活動を繰り広げられるゆとりがある中で、子どもが意見表明できるというところに繋がると思っていますので、先生方への支援やその定数を調整し、自治体として、もし人数が20人学級になればというところがありましたので、付け加えさせていただきました。

(比嘉委員長)海野委員、どうもありがとうございました。貴重なご指摘かと思えます。

(上間委員)今の海野先生の話は、本当にその通りだとまず思います。是非これを付け加えておきたいのは、沖縄の学校現場はスタンダードがすごく強化されていて全国的にもとてもそれが進んで

いると思うんですね。前回は話されましたけど黙って給食を食べるとか、黙って掃除をするとかというのが各学校のスタンダードで良いことだとやられているような教育実践の現状があります。こういった中では意見表明どころじゃないですね。子どもたちは日常のおしゃべりをしながらこの人は信用できるとか、今は話していいというタイミングを見ていくし、学びます。そういうことが、口を閉ざされている状態が常態化すればするほど虐待も難しくなりますし、子どもたちが意見を表明していい主体なんだということは育ちにくいと思います。先生方の多忙化とともに、教育実践の軸にすべきことは何なのかということも是非考えていかないといけないと思っています。

(比嘉委員長) 上間委員、ありがとうございました。教員のメンタルヘルスについては、沖縄県でも大きな課題になっております。現場の学級の子どもの数を減らしていくところも、教育庁を始め取り組んでいるところですが、教員のメンタルヘルスの問題に関しては全国に比べて非常に厳しい状況があるので、今のご指摘は非常に重要と考えます。先生方に余裕がないと子どもたちの声が聞けないというところがありますので、これも是非付け加えていきたいと思っております。野村委員、お願いします。

(野村委員) 野村です。今、小学校に入ってからとか、義務教育での話がやり取りされていたかなと思うのですが、他の都道府県では4歳から6歳の子ども、保育園児にそういうプログラム、自分の意見を言っているんだということを保育園から既に取り組んでいる自治体があります。自分の気持ちを言っているということ、虐待とか不適切な養育環境に関係無くそこから育てていこうとか、困っている子がいたらそれを大人に知らせる、自分がされてなくてもそれを伝えるんだということ、それを保育園から取り組んでいる市があって、そのプログラムをやっていますという報告もあります。学校に入学してからというところがあるのですが、子どもの声や意見を汲み上げるというのは、それ以前の子どもたちにとっても必要なことだし、そこも拾っていくという姿勢が大事なかなと思いました。

(比嘉委員長) 貴重なご意見ありがとうございます。就学前からということですね、早ければ早いほど意見が非常に出しやすいというか、意見することを当たり前にしていくということが大事なかなと思います。ありがとうございます。それでは次3ページに進んでよろしいでしょうか。3ページの1行目から4行目に関して横江委員からご意見があります。趣旨説明の話でよろしいでしょうか。

(横江委員) ここは前回、ご指摘させていただいたところをまとめていただいて、その字句の修正というところではございます。先程、学校の問題というお話がありました。やはり我々、というか弁護士から見ても、子どもの人権、子どもの権利という観点から、今置かれている学校というのは、やはり画一的、管理的、競争的になりがちだということ、そもそも人権というのは、多様な個性それぞれを尊重すること基本原則なところが、人数の多さもそうなんですけど、一学級の多さというのもそうなんですけど、そこが十分な多様性というのをそれぞれの個性というのをきちんと尊重できていないんじゃないか、という問題意識がやはり根本的にあります。

その上で意見表明です。今回の3ページ目の上の指摘としては、いくつか具体的な子どもたちのSOSの汲み取りの制度というか、その取組としてこういったやり方があるんじゃないかということを上げさせていただいています。特にスクールロイヤーという言葉ですね。これ近年、まさに最近国としても全国的に300人配置するというものが出されたりということで、これからの学校の中に弁護士が入って、ただそのスクールロイヤーでもともと想定されているところというのが、保護者と学校がトラブルになった時に学校を守るということが想定されていて、もちろんそれはそれで必要なこと

ではあるし、先生も働きやすくきちんと子どもたちと向き合えるような、そこに集中できるように先生たちを支えなければいけないというのでそこを支えるというのも、もちろん一つの役割ではあるんですけども、それにとどまらず、やはり子どもの意見表明をきちんと保障する、そういった役割も弁護士が担っていけるようなというところをこれから出来たらいいなと考えているところです。

(比嘉委員長)横江委員、どうもありがとうございました。他の委員、何かご意見ありますか。

(比嘉委員長)2行目のところに「学校を守るためだけではなく」というところで、我々が実際に子どもと関わる支援者としては意識していきたいと思います。子ども・家族とは逆の立場になってしまうと、どんどん子ども、家庭を追い込んでしまうというところで逆になってしまいますので、そこも含めて、第三者性といいますか独立した部分で関われるというところ、必要に応じ二本立て(教委側と子ども・家族側)で必要なのかなと思います。こちらに関してはよろしいでしょうか。

【特に意見なし】

(比嘉委員長)それでは、引き続いて横江委員から13行目に関して児相の一時保護に関しての説明をお願いしたいと思います。

(横江委員)はい、ここも字句の修正でございます。前回、一時保護というのがどうしてもその権利の制約、過度な制約になりがちだということ、どうしても「保護」というところがマジックワードになってしまって、保護するためだからということで、子どもの意向だったり意思だったりとかを無視して保護してしまう。それは子どもの年齢に応じて必要な部分はある、当然あるんですけども、その中でも子どもの意思決定なり、意見表明なりやはり子どもの意思をできるだけ汲み取ることを、またその中にある子どもの自由の過度な制約にならないように、権利擁護をやはり進めていくべきだということで、述べさせていただいています。

(比嘉委員長)ありがとうございました。児童相談所の一時保護に関しての部分ですが、何かございますか。大丈夫ですか。海野委員何かございますか。

(海野委員)5ページの上から5行目に記載されてあります「介入の最初の部分の一時保護においては医療につながる事が親子双方の自尊心の配慮となりうるので医療とのタイアップを進めていく必要がある」という記載は、多分私が前回話した内容なのですが、私自身が前職で愛知県にある子ども病院で虐待対応の心理士をしておりまして、一時保護委託というのを病院内でしておりました。小児病院なので、非常に色とりどりの、子どもが好むような療養環境に配慮された施設でして、普通の子どもだったら喜ぶ施設です。そこに、一時保護ですので、閉鎖空間を備えた心療科といふ子どもはまずは保護される形になります。前回も伝えましたけれども、その環境というのは子どもにとって自分が助けられたんだと思うのか、こんなところに連れて来られたんだと思うのか、想像する認識は非常に今後を左右するものと思います。当然親御さんにとっても、その医療の中の子どもに自分は面会に行くだとか、時にそのスタッフと繋がるだとかも、そのまま自然のこととして受け止められていく。この次一時保護所を作るのであれば、医療と隣接、またはその中で一時保護ができるようなケアが非常に親子専門家相互に大きいものかなと思います。現実その子ども虐待に係る医療の資源スタイルの問題は、その医師の専門性の持つ方向性や医師のオリエンテーション、

どれだけ子ども虐待の医療に関して明るいか等、も特徴づけられてしまう、専門性にとっても、です。医師の中で、非常に子ども虐待の医療に明るい方を呼び込むことも、一つだと思います。それから性的虐待だとか、その境界線の問題を持った子どもたちには、他者との間でいろいろな様々な解離症状によるトラブルが起きてしまうこともありますので、個室というプライベート空間を備えたものをできたらインフラとして用意していただけることや、自分で部屋の大きさを選択できたりだとか、または自分自身のコントロールのための、時には怒りの部屋だとか悲しみの部屋だとかというような環境整備があればいいと思っています。

さらに、医療に一時保護を、一時保護所を医療との連携でという理由としては、私が子ども虐待の、被虐待を受けた子どもたちが回復していく過程で他科受診という、他の科に耳鼻科アレルギー科、婦人科もあったかもしれませんね、それから肛門科だとか、様々な科と連携をしていきました。子どもが回復する間に体にトラウマが入り込んでこびりついているので、回復途中に身体症状がさまざまな形で現れます。平均4.7科、回復するまで必要だったんです。ということは、医療が、遠方ですと通う人間が必要だったり、当然、ある意味放置されてしまう部分というのものもあるのではないかと思います。でも、医療の隣接または中にいることで、様々なケアが少なくとも急性期においてしっかり受けられることが大事じゃないかと思いましたので、付け加えさせていただきました。

(比嘉委員長) 貴重なご意見ありがとうございます。その他、付け加えることがありますか。大丈夫でしょうか。非常に重要な部分で、医療との連携というところで、子どもが一番初めに保護される場所なのでいろんな課題が多分あるのだろうと思う。全国的には一時保護所の中で、暴力があったりとか、過度な身体検査があったりとか、脅されているというところがあるんですけども、本県は本県でやはり我々の沖縄県の子どもたちを守っていくために今より快適な一時保護所を確保する。そのためには、まず現状を把握していく必要があるのかなと思うところです。今回このテーマで議論する上で、沖縄県の現状はどうなっているだろうかということが、非常に私自身も問題意識が出てきましたので、今後そういった面に一緒にアプローチできたらいいかなと思います。ありがとうございました。

(比嘉委員長) それでは次、野村委員の方になりますかね。3ページの下の所になります。31行目の方になります。虐待の背景についてというところで、ご指摘があります。説明、主旨お願いします。

(野村委員) 厚労省からも第15次報告がありましたように、虐待による死亡事例は0歳が最多である、第1次報告からずっと0歳が最多ですが、それを踏まえると、出産後からの支援とか対策ではやはり遅くて、妊娠から出産の時期に支援するということが重要ではないかなと考えます。

10代の妊娠が全国に比べて沖縄が1位であるとの資料にもありましたように、沖縄県の課題として10代の妊娠であつたり望まない妊娠、特定妊婦というところが気軽に相談できるように窓口の周知だったり、アクセスをしやすい相談方法の検討が大事なかなと思います。役所に行くというのは10代の若者にとっては、割とハードルが高いので、電話だったりSNSとか、若者がアクセスしやすい情報入手できるような方法というのを検討して、望まない妊娠だったり、10代の妊娠で困っている若者たちが相談できるようなシステムが必要かなと思います。沖縄県内でも10代の妊娠した子たち向けのグループとか助産師さんが中心でやってはられるんですけど、もうちょっとアクセスしやすいよというのがあるといいかなと思っています。

これに関連して、10代で妊娠してからでは遅いと思っていて、10代に性教育というか健康教育というか、避妊しないで性行為をしたらどうなるのか、生理が来なかったらどんなことが考えられるか

など、正しい知識を持てるよう、教育現場で伝えていくことが必要であると考えます。色んな情報が溢れているので知っているようで知らなくて家で産んでしまったというケースもあり、適切な妊娠出産に対するフォローがやはり行き届いていないと感じるところがありますので、10代への健康教育は必要じゃないかなと考えます。続けていくと、産婦人科から小児科や精神科との連携、地域との連携が必要というのも、今言ったようなところで、産婦人科でフォローしても、産婦人科でフォローできるのが大体1ヶ月までなんです。その後、小児科に繋ぐとか精神科に繋ぐというところで、もちろん地域にも、地域連絡票を用いて、双方でやり取りは行われているんですが、切れ目なくというところがまだまだ不十分であるというところがあって、今後整備していくことが望まれます。この点に関しては周産期メンタルヘルスケア研究会というのが沖縄でも立ち上がってしまっていて、そこで医療職のネットワークの構築であったり、そういう周産期のメンタルヘルスの知識技術の習得というところで今年度から進んではいるので、その辺りの理解や連携が進むと、もう少し早期介入であったり、予防に繋がるのではないかと考えます。

(比嘉委員長)次、連続ですね。次のページまでお願いします。

(野村委員)その下のところは、背景として養育者側の話がずっと出てきているのですが、子ども側にも目を向けて考えてみる視点も要るのではないかと、ということです。あくまでも誤解しないで欲しいんですけど、発達の特徴、遅れがあることが虐待につながるわけではなくて、それがあって子育てがしにくいところだったり、なかなかその子育てを頑張っているんだけど周りが理解してくれなくて、養育者が不安になってしまったり、追い詰められてしまうということがあって、そういう自責感だったり育てにくさというところから、厳しいしつけになってしまったり、不適切な養育となってしまうということがあります。でも、その特性だったり、その子の特徴を知ってその子に合わせた対応の仕方を学ぶことで保護者も安心して関わられたりだとか、厳しくしすぎなくて子育て出来るということもあつたりしますので、1歳半、3歳児健診等で発達の遅れ、偏りが疑われた場合にはその母子をサポートする、虐待がどうこうでなくて全体を通してそうなんですけど、子育て支援という発想からその育てにくさだったり、どう対応していいかわからない、困っている母子、養育者をサポートするという視点から親子教室というのをもう少し各市町村で展開するということが必要かなと思います。今いくつかの市町村では既に取組をされているんですけど、まだなされていないところもあるので、提案しました。

(比嘉委員長)野村委員ありがとうございました。2点ですね、全文追加ということで説明いただいたところです。何か他の委員からございますか。

(海野委員)周産期からの虐待予防というのは、とても大事な視点だと思っております。私自身が里親をしているわけなんですけども、民間の養子縁組機関ですと、その周産期の段階の女性にやり取りをしながらサポートして、そして支援的な出産ができるような、ある意味新生児の母の母になるようなサポートをしているという話を聞きます。それはそれで民間ですので、養子縁組の養親さんの方からある程度お金をいただいてというような流れがあるので、必ずしもこれをすぐに即決して効果があるということではないのですが、ある意味、もし公的機関においてもなんらかのハイリスクだなというような若年者の妊婦さんがいた時に、サポートを個別にしていく、声をかけていく、そのようなシステムができないかなと感じました。どのような形で出産を迎えたかということというのは、その後の乳幼児との関わりにだいぶ変化、影響が出るのではないかなと思うからです。また、野村先生がおっし

やってくれた後半の部分ですけれども、子育てがしにくいお子さん、現在はある筋から聞くと、なんらかの発達障害のある方だとか、過敏性を持った方だとかが日本国民の5割ぐらいいるのではないかと言っています。そうなると、器用に出来ている方に合わせるのではなくて、ある程度過敏性や繊細さをもった方が、子育てをするというラインに標準を合わせて考えていかないと抜け落ちてしまうのではないかなと思いました。

(比嘉委員長)海野委員、どうもありがとうございました。2点ですね。野村委員からありました、一つ目の部分の窓口の周知とか、アクセスしやすい相談方法という部分では、やはり我々が対象とする対象者の方たちは情報がなかなか行き渡っていないというところが、「情報弱者」と表現しますが、そういった部分にどうやって配慮していくかというところ、より分かりやすくしていく、いろんな選択肢が多い方がいいのかなと思います。そういったところの指摘だったかなと思います。ありがとうございます。

それから二つ目の部分に関しましては、おっしゃっていただいたように市町村では先進的に取り組んでいるところもあると思いますので、そういったグッドプラクティスを県のネットワークを通して他の市町村に紹介していく。なかなか難しい、実際市町村になってくるとそこに踏み込んでいくというのは難しく、今日の新聞にも子どもの貧困対策で、5町村の自治体が補助金をうまく活用しきれていないと、国と県の、そういった指摘があったと思います。そういったところに対して積極的に我々の方から、県の方から、市町村のネットワークを繋げて、こういったサポートするというのを構築していくのがいいのかなと感じた次第です。どうもありがとうございました。それでは次に進んでいきたいと思います。4ページになります。4ページの(5)。子どもと保護者の支援というところ、17行目の方からになります。こちらの方は上間委員の方に趣旨説明をお願いしてよろしいでしょうか。

(上間委員)これは私の発言ではなくて別の委員の方の発言でしたが、これは確かにそのような側面はある。「家族は空気のように必要で、ありがたさを実感しないがいかに家族が大切か気づくことがある」と。ただ、むしろ虐待を受けた子どもたちは家族が大事だと思っていてギリギリまで家族守ってしまう人たちなんですね。殴られ続けながら被害に遭いながら、でもその親のことを捨てられないし、なんとか良い家族だと思いたい。それが冒頭でも議論になりました子どもたちの意見の表明の難さ。家族が大変だなんて、どんなに守られているとこであっても言えないということが実情としてあると思います。その時に、こういう事柄を前面に出してしまうと、むしろ子どもたちは言葉を削がれてしまうと思います。なので、私としてはややこの部分は誤解が多いと思っていて、親を支援するということは絶対必要です。もう一度家族統合を目指すということも大事なんですけど、むしろそれが早急になされているという現場の状況があり、子どもたちがその中で話せなくなっているという状況などもありますので、これは削除した方が良いのではないかという意見を持っています。

(比嘉委員長)上間委員、どうもありがとうございました。他の委員からご意見ございますか。横江委員お願いします。

(横江委員)はい。私も上間委員と同意見で、家族が大切というのはもちろん当然ではあるのですが、息苦しさ、苦しさを家族家庭で抱えた子どもたちにとっては、本来安心するべき、安定して心地よい存在であるべき家族というところで、そこでの葛藤や苦しさがより大きくなってしまおうところがあるかと思うので、しかもその気付かせる、家族の大切さを気付かせる教育というのは違和感を感じるころではあるので、私としてもこの部分は削っていただきたいと思っております。



(比嘉委員長)横江委員、どうもありがとうございました。野村委員お願いします。

(野村委員)今お二人の委員が言った意見に同感なのですが、すでに子どもたちは気付いているので、気付かせる教育というよりも、気付いているけど自分の家がそうじゃなくて苦しんでいたり、虐待されている子どもたちは、面接していても、絶対親のこととか家族のこと悪く言わないし、そう思っていると言わないところは、家族が大切だと気づいているけどそうじゃない、自分の家どうしようとかどうなんだろうというところで苦しんでいるので、気付かせる教育はしなくても、むしろ気づいているし、ここは家族のありがたさを私たちは普段は気付にくいけど、という意味で前の会議では言われていたかなと思うので、削除でいいんじゃないかなと思います。

(比嘉委員長)はい、ありがとうございます。神話的に親子関係とか家族とかを捉えると、より苦しくなってくると。実際の現場でそういう子どもたちをよくみているというようなところからすると、ちょっと語弊を招くかなというところがありますので、今後削除の方向で、となっているかと思うのですが、検討していければと思っております。ありがとうございます。それでは次に進んでよろしいでしょうか。その下の所になりますね。4ページの下の所になります。同じく子どもと保護者の支援というようなところですね、子どもシェルターについて横江委員から字句の修正ということで上がっております。説明をお願いします。

(横江委員)前回発言させていただいたところをまとめていただいたものに対しての字句の修正でございます。私も子どもシェルターという名前で、そういった施設の運営をさせていただいておりますので、そこを念頭に置いてということでの意見を述べさせていただきました。私が運営しているところに関しては、あくまで緊急的な一時的な避難先というところで、まず第一に保護すること、家庭等で苦しい、きつい思いをしている子どもたちを保護することを目的としております。ですので、中長期的に子どもたちの自立を支えるというところには限界があるので、やはりそういったところで困難を抱えた、特に10代後半の子どもで、家庭で居辛い、厳しい、ただ、他方で一人で生活することはまだ難しいという子どもたちがたくさんいます。そういった子どもたちを支えていく場所、居場所が本当に寝泊まりして中長期的に生活できる場所というのは本当に限られているなあと痛感しているところですので、そういった子どもたちの居場所というものを是非社会できちんと受け入れられる、受け皿というものを作っていただきたい。また、前回発言させていただいた、私が運営している子どもシェルターに関しては、外出の制限だったりとか、一時保護所に準じているということでハードルが高くなってしまっているというところがございます。子どもたちそれぞれに合わせた、その個性や特性に合わせた気軽に利用できるようなそういったシェルター的な場所というのも他にも必要だろうなというのを感じているところです。

(比嘉委員長)横江委員、どうもありがとうございました。これに関して何かご意見ありますか。上間委員お願いします。

(上間委員)多様なシェルターが、シェアハウスが必要だという前提に立った上で、これをきちんとした行政的な、あるいは人々の間で公共性が担保された形であるような場所というのが必要だと思います。というのは、こういう居場所を作るといことは貧困ビジネスなんかともかなり近くなってしまったことが、実際起きています。他県などでそういう問題なども指摘されておりますので、こういうの

を作る時に、同時にどうやってチェックをしていくのかということとは外せないなと、そういうことも加えていただきたいと思います。

(比嘉委員長)ありがとうございます。非常に個性・特性を持った子どもたちが多く中で、支援する側の専門性というのかなり求められてくると思います。そこに、今ご指摘のあった貧困ビジネスと言いますか、他府県では耳に入ってくることもある問題がありますので、そういうふうにならないように、民間に委託するというようなところは当然今の時代ですので考えていいと思うのですけれども、そこに対してしっかり行政と一緒に取り組んでいくという姿勢、そういったところをしっかりといただきたい、というご意見だったかと思います。ありがとうございます。他、なにかございますか。よろしいですか。次の方に進みたいと思います。5ページに移ります。予防・早期発見・通告・早期対応という部分で、野村委員の方から3点ほど指摘がありますので、あわせて説明いただいた方がよろしいでしょうか。お願いします。

(野村委員)では、続けていきたいと思います。まず虐待予防の観点からというところなんですけど、今小学生は意見表明の紙、これに何か困ったことあったら書いて投函していいよという無料のものが配られていたりするんですけど、なかなか保護者がどうしたらいいのかということを気軽に相談できる機会や手段は少ないと聴きました。そういうのがなかなかないというところで、実際「いち早く189」は虐待を通報する番号なんですけど、自分が悩んだ時にどこに相談すればいいのかというのがすぐに分からないということがあったり、前回の会議でも出ていましたけど、そういう怒りとかイライラをどうやって沈めるのかとかコントロールするのかというところが分からない、けど怒ってしまう、この気持ちどうしたらいいかわからないけどでも誰にも言えない、みたいなこと話されてたり悩んでいる保護者が多いので、そういうことが簡単に視覚的に見て分かるようなリーフレット等があればいいなと思いました、というのが1点です。今の「愛の鞭ゼロ作戦」の友田先生の虐待を受けた子の脳画像とか載ったあれもすごく効果があるという結果が出ているので、お金がかかるかもしれないけど定期的にそういう情報を提供することも役に立つかなと思いますし、それこそ家に持って帰って母親だけじゃなくて、置いておけば父親も紙裏表一枚ぐらいカラーだと目にしやすいかなと思うので、そうやって気軽にそういう方法が書いたようなリーフレットがあるといいんじゃないかなと思いましたもう一点が、通告をということは言われているんですが、一般地域住民はこれ通告していいのかなと迷って、しないということがあるとよく聞くので、むしろ迷ったら通告していいんだよということと、189以外にも、どこに連絡すればいいのかというのを地域住民に分かりやすく知らせる工夫が望まれるかなと思います。子どもの泣きとか癩癩がひどくて実際通告されたという保護者も多いですが、その後の支援には結びついていなくて、通告されてますます抱え込んで誰にも相談できずに孤立してというところに陥っている方も多くいるので、やはり通告されるほど子どもの泣きや癩癩がひどいということはその保護者もすごく悩んでいるということが少なくないので、通告して確認してそれがたとえ虐待じゃなくても、その保護者の子育ての困り感に寄り添って支援するということが虐待予防に繋がると思うので、それを一般市民に周知することと、通告を受けた市町村や児相においても、虐待じゃなくても、子育て支援に繋がるような対応が望まれるかなと思います。これに関連して、通告することで相手に対して申し訳ないとか罪悪感を抱くということもすごく多く見られるので、ここは県の方で考えて欲しいんですけど、あなたの見守る目や心配が子どもを救うし、体罰や虐待をやめられなくて困っている保護者も助けることになるんだよ、みたいなニュアンスのキャッチフレーズだったり文言を作成して、通告は悪いことじゃないし、その一本の電話、通告で子どもも養育者も、双方の支援に繋がるし、実は双方のためになるんだよということの理解を促していけたらいいなと

思います。次が学校ですね。学校現場はやはり虐待をいち早く把握できる場所かなと思うんですが、担任の先生だったり、子どもが声を上げて、学校判断で市町村や児相への通告を検討し、すぐに上げないということがどうしても起こってしまうと聞いていますので、虐待は学校だけでは解決できないし他機関連携が必要になってくるので、そこを校長先生だったり、教頭先生だったり、その上の人達にも理解してもらおうといいのかなと思います。

(比嘉委員長)野村委員、ありがとうございました。すいません、3点じゃなくて4点でしたね、ありがとうございます。続けて説明いただいたんですが、上間委員、よろしくお願いします。

(上間委員)野村先生がおっしゃったところに本当に共感しております、通告をためらう理由というのが引き離しに繋がるのではないかみたいなことがあるかと思うんですね。でも、やはりこれが子育て支援課とか応援課に繋がっていったって、具体的にサポートができるんだという見方をするとだいぶ変わると思います。見え方のレベルの問題と、あともう一つ実際にそれができるかという問題があって、例えばいくつもの自治体で、ひとり親家庭などの日常生活支援事業とか、ファミサポのサポート券をあげたりとかそういうのをやっていますけど、これをもう少し強化していくというんですか、色々な家庭に特に困っている家庭にはそういう支援がありますと、通告をためらう方々にもそれが見えることによって、「あっ、子どもがサポートされるんだ」「親がサポートされるんだ」となると思いますが、実際に困っている方は助かるということがあるんじゃないかと思います。ここぜひ考えていただきたい。もう一点学校の問題で、野村先生は割と柔らかくおっしゃったんですけどめに申し上げますと、検討という中で、特に管理職の意向によって通告、これが遅れるというのがあると思います。なので、やはりこれは義務なんだということを強化しつつ、ちゃんとそういうのが上がってくる学校を評価していくような眼差しがないと、なかなかやりきれないのではないかなと思っています。発見できるということはすごいことなんですよ。それがいい中で、いくつも上がってこない、結局警察の方が虐待の件数を把握しているみたいな、今の状況にも繋がっているのではないかと思います。

(比嘉委員長)上間委員、ありがとうございました。他の委員の方どうでしょうか。今の最後の部分で海野委員からお願いしていいですか。

(海野委員)リーフレット作成というところに触発されて、いろんなパンフレットとかリーフレットがあるんですけども、手に取っていただきながら、「これか」で終わってしまうことが多いんですが、最近ベストセラーになったのが漫画化されたんですけども「怒らない子育て」というのがベストセラーで、その表現はもしかしたら変える必要があるのかもしれないんですけども、怒ることは当然あるだろうし自然だと思うんですけども、体罰ということに繋げていくと「叩く必要がない子育て」というネーミングで、漫画でこういう対処方法(コーピング)がある、自分は子どもとの関係に一旦距離を置けるとか、自分自身の体をなんとか治められるとかというようなことが具体的に漫画ですとさまざまな領域のお母さん達に見てもらえるのかなと思います。イライラというものも認識するのには力があるんですね。例えば、虐待を受けたまま、そのまま誰にも話さないでいる方が、イライラを認識して虐待をしましたかと言うと「知りません」という感じなんです。感情がきちんと自分で認識ができるお母さんと、やはりそのまま誰にもサポートを受けずに大きくなっていきなりキレる形というのも非常に多いのではないかなと思うので、そのレベルによって、感情の空白の中でいきなりキレる方に対して、ではリーフレットなり心理教育はどうすればいいんだろう、その方自らでは見つけられにくいところなんですね。コーピングというのはあくまで自分の体に何が起きているのか分かって、

その認識の後に対応できる我々感覚なんですけれども、ある意味その病的解離が体を支配してしまっている方には非常に難しい。なので、この点に関しては子ども虐待対応ではなく子育て支援対応なのかなという意識が必要と思いました。

(比嘉委員長)ありがとうございました。今の野村委員のご指摘、4点ですけども、最後のところで、少し考えました。学校現場で、学校の義務もちろんあるし、教職員一人一人の持つ義務もありますので、その辺の部分でしっかりと虐待についての認識、福祉分野と教育分野の合同での研修をしっかりと実施していく必要があります。児童虐待という言葉自体はだいぶ広がってきているけれども、実際にそれを見抜けるか、非常に、貧困についてもそうですが、虐待の場合も見にくいというか分かりづらい部分もあったりするので、それが行動化していて、問題児と映ったりというところで逆に指導の対象になったりすることもあったりするわけですよ。そういったことも含めて、学校教職員、学校全体、組織としてどう取り組んでいくかというところに課題があるかなと思いました。

それから、3つめの部分で、その一つ上ですけども、先程市町村、県の方で虐待通告受けて、そうでない場合市町村につないでいくというところがありますが、その部分で思うところがあります。死亡事例の検証会議に県内の某自治体で参加したことがあります。そこでDVと虐待が絡んでいるというところも含めて、当該自治体内で、違う部署でそれぞれ相談を受けていて、そこでのリスクアセスメントの温度差がかなりあったところもかなり問題になりました。それから、会議はしているけれども、口頭だけでやっていて記録がないとか、そういった議事録のなさというところも課題になりましたし、それから市町村の課題としてはやはり人員配置ですよ。嘱託職員や非常勤職員らがそういった重要なところに対応しているというところもありますので、そういった人員配置の課題とか関係部署との連携が課題としてかなりあります。

実際に通告があった部分で1割しか里親や施設に入所しないわけですから、9割は地域に戻っていくわけですね。そういった中で市町村がきちんと対応していかなければならないし、それに対して県の方がどうやってフォローアップしていくのか、今話した死亡事例等々から出てきている課題をしっかりと市町村の研修等で取り上げ、各部署の情報共有、それから行動連携の部分に繋がっていかないとなかなか厳しいケースが後を絶たないのかなと感じているところです。ですので、非常にこの指摘は重要と感じたところです。どうもありがとうございました。

(比嘉委員長)ちょうど1時間が経ちましたので、少しここで休憩の時間を取りたいと思います。よろしいでしょうか。10分くらいとらせていただきます。40分から開始したいと思います。よろしくお願いいたします。

～休憩～

(比嘉委員長)はい、それでは後半の方、スタートしていきたいと思います。先程5ページの(6)まで終わっておりますので、(7)の体罰の禁止の方から進めていきたいと思います。6ページになります。6ページから7ページにかけて上間委員の指摘が2点ありますので、ご意見の主旨の方をお願いしてよろしいでしょうか。

(上間委員)体罰の禁止を今回どうするのかという議論があって、委員たちは、それをあげることに対しては一致していると思います。ですが、その話だけをすれば止むようなほど、体罰や暴力は簡単じゃないということは前回の議論で強調されていて、具体的な支援をどう入れていくのかという話

がないと、結局これも規範の強化レベルで終わるのではないかという懸念があったと、そういう議論でした。その中で親権者の問題だけでなく、子どもと関わっている様々な場所で、子どもの権利が守られているか、そして体罰の禁止というのがちゃんと守られているのかということが話されたと記憶しています。それで、親権者だけではなく子どもと関わるすべての、これはもちろん、学校であり、子どもの居場所であり、そういった場所を全部ということをきちんと明記して欲しいというのが1点です。2点目なのですが、子どもを虐待からどうやって防ぐのかということは、具体的な支援の制度設計とともにしかないということは委員の共通見解です。野村先生の方からどのようにして支援に繋げていくのかという話がなされていました。新しいことを設計しなくても、今やっているようなことを、子育て支援課とか応援課がやっていることをきちんと全員に届くようにするとか、それが強化されて拡充されているという状態が大事だと思っています。なので、ここに関しては、作っています、やっていますというふうなことではなくて、具体的に数字目標をあげてもらったり、具体的にほんまにこう変わったんだという目に見えるものが必要ななと思っています。そういうことを強調したいと思いました。以上です。

(比嘉委員長) 上間委員、どうもありがとうございました。6ページから7ページにかけて体罰の禁止についてのご指摘になります。他の委員から何かご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。またあとで、具体的な数値目標等に関しては後半の方で出てくるかなと思いますので、あわせてそこでも議論できたらいいなと思っています。ありがとうございました。

(比嘉委員長) それでは次の7ページですね、8番になります。制度体制の整備というところで、27行目になります。こちら私の方が指摘させていただいた部分でありますので主旨の方説明させていただきます。児童虐待のみに関わらず、子どもの課題に関しては要保護児童対策地域協議会というものが各市町村で作られているのですが、かなり市町村格差といいますか、事務局体制の強い弱いがあって課題が多くあります。その中で、国もこちらの方に書いてあるような形で常勤の調整担当者を配置するといった方向性を打ち出しています。より専門職の方が入らないとコーディネート機能というのがなかなかうまく進まないだろうということで、あえて社会福祉士等の有資格、国家資格持っている方を調整役として配置していく方が望ましいのではないかとということで文言を追加しているということです。国の方向性とも違わない、同じ方向性ではあるということですが、あえて強調したいなと思って追加しました。それに関して何かございますか。よろしいですか。はい、ありがとうございます。それでは引き続きですが30行目から野村委員の方から制度体制整備といった同じ項目の中であげられております。主旨の説明をお願いします。

(野村委員) 子どもの怪我とか病気の場合、全国統一で「#8000」というわかりやすい番号があって、県外の方が沖縄に来て子どもを病気怪我で何かあったらそこにすぐアクセスできるというのがありますが、それこそ虐待の通報も189であるんですけど、じゃあ虐待しちゃったとか叩いてしまって困っているという保護者が気軽に電話できるという体制が案外ないんだなということに思いました。県内で統一した電話番号で子育てについて気軽に相談できる体制が整うといいなと思いました。市町村で相談窓口は設けられているんですが、相談しようと思った時にすぐに番号が探せないということがあったり、沖縄でもその狭い地域、市町村、市はそうでもないと思うんですけど、村とか町だと電話するとすぐにまわりにばれてしまうとか、「あれはどこの嫁だね」みたいな感じで、情報がすぐに行き渡ってしまうから、そこだと相談しにくいという方もいて、気軽に相談できないという声もたくさん上がっているの、共通した番号で養育者が子育てについて悩んだり、困った時に気

軽に相談できるといいなと思いました。予算の関係とかで、すぐには無理かもしれないですけど、もうちょっとわかりやすい番号とか覚えやすいような番号で気軽に相談できるというのがあったらいいなというのが1点です。

(比嘉委員長)一つ目の方からまた他の委員の方からご意見等ありましたらお受けしたいなと思いますが、よろしいですか。先程と一緒に、「いち早く(189)」とかフリーダイヤルとかというようなところが出てきてはいるけれども、実際にどこに課題があるのかとか、そういった部分で、繋がるのに時間がかかるとか、実際にあったりしていました。「いち早く(189)」やってもだいぶ時間が経つとかあったんですけど、そういった課題も県の方でしっかり把握しているのかどうかとか、そういったところも含めて、今ご指摘のあったカードの配布とか情報提供をしっかりしていく必要があるのかなというところで感じたところです。何かございますか、追加で。

(野村委員)189は通告するにはその番号、と周知されているんですけど、叩いてしまったとか子どもを叱り過ぎてしまってどうしようみたいに子育てに悩んだときに、電話するところがどこだろうというのがすごくわからなかった、ということがあったり、電話したら県内の相談先がなんかつながらなくて、県外の機関に相談したという人がいたりして、なんかもうちょっとこう気軽に虐待通告だけじゃなくて、そうやって子育てに悩んでいる保護者が相談できるようなアクセス先という番号が周知されるといいのかなと思ったところです。

(比嘉委員長)子育てに悩むお父さんお母さんたちが気軽に相談できる場所ということですね。わかりました。ありがとうございます。そこまでいく手前、予防の観点ですよ、早め早めにといいところを考えた場合に、そういったちょっとしんどいなと思った時に相談できる場所。また、身内には相談できない・知られたくないのでという理由ですね。それでは二つ目のところお願いしてよろしいでしょうか。

(野村委員)これはさっきの比嘉先生がいったような、学校ももうちょっと個人だけでなく組織としてちゃんと虐待のことを知っておく必要があるということとも関連するんですが、一般市民向けだったり、児童館とか子育てサロンとかファミサポの人たち、子どもの支援に関わる人たち、あるいは学校、医療機関とか専門機関向けといった各関わる層、支援層によってそれぞれに応じた研修会が開催され、それぞれに必要な知識が習得できるといいかなと思っています。特に、今私は公認心理師協会で県と一緒にやっているんですが、自殺対策についてはゲートキーパー養成講座といって一般市民向けに各市町村でやっていて公認心理師協会は講師派遣で協力しているんですが、そういう地域で見守り隊を作るという、ゲートキーパーみたいな感じで子育て見守り隊みたいな感じで一般市民向けの講座ができると、良いかなと。ゲートキーパーが出来ているから子育て支援においても、そういうのができて地域で見守るシステムができるといいなというところがあります。一般市民向け、子育て支援に関わる人たち向け、専門家向けの研修で低リスクからハイリスクまで幅広い層を支援できるように研修会が開催されて、それぞれに関わる人たちが必要な知識だったり、情報を提供するということができたらいかなと思いました。

(比嘉委員長)ありがとうございました。他の委員からご意見等ございますか。よろしいですか。それでは、こちらの部分に関しましては非常に重要なことになってきますので、各層への研修という

ころですね。支援のレベルは一般も含めてですが、周知・広報の部分では非常に重要になってきますので、分けた形で研修をしていくということですね。ありがとうございました。

(比嘉委員長)次、8ページになります。こちらの方は同じく制度体制の整備についてですけれども、前回横江委員と私の方が中核市である那覇市に、児童相談所を作るということを提案したらどうかということで、お話をしました。より具体的に入れておく方が説得力を増すであろうし、メッセージとして伝えたいなということもあって、ちょっと文章を追加しております。

こちらの中では、中核市というのは全国で58カ所ありますが、現在3箇所が設置済みで、それから設置予定が1箇所になっております。それから検討中が5市、31市が有無も含めて検討中です。それ以外は設置しないというような考え方を持っているということがアンケート調査で出てきております。数自体は少ないですけれども、前回の議事録に残っていますが、中央児相に占める那覇市の児童虐待の件数というのが37%、約4割占めているということも含め考えた時に、那覇市自体が、先程の子育て支援・予防の観点からすると、那覇市役所内に児童相談所がある意味というのはそれ以上の効果というものが生まれてくるだろうなと思っています(本県の場合は島嶼県でもあります)。那覇市と同規模、もちろん逆に小さいところでも設置することができている。長(トップ)のやる気次第だというようなところがよく言われ、そこにしっかり議会も含めて議論していただきたいということで、こちらを上げています。それで、県の方は、那覇市がやるわけですから、立ち上げ支援に関わっていく、それから基本的な人材の確保、それから育成、本当に簡単にはできないことです。他都道府県の事例を見ていると、2、3年かけて、もしかするとそれ以上かけて、体制整備をしております。それだけでは、那覇市だけでやってくださいではなくて、県の方が引っ張っていきながら、そこも一緒に考えていきますという姿勢で、共同して作っていただきたいという主旨を込めて提案しているところです。こちらに関して何かございますか。横江委員、お願いします。

(横江委員)私としても、やはり中核市である那覇市が積極的に児童相談所設置に動いていただきたいし、そのために県としてもしっかり後押ししていただきたいと思っています。10行目からの市町村と児童相談所との連携というところなんですけど、前回時間がなくて言えなかったんですけど、この連携というところが、より緊密な連携を計っていく必要がある、当然と言えば当然なんですけど、実際市町村も子育て支援の担当の方から話聞いていると、児童相談所の方も忙しくて電話しても電話なかなか出てこないとか、出られないとか、ちょっと相談しにくいとか、話もしたいけどそういった機会を取りづらいとか、そういった話も聞いているところなのでその連携の仕方ということで、もうちょっと例えば ICT とかそういうシステムも含めてですよね。そこは本当にお金をかければ、今の技術いろいろ進んでいる中でやろうと思ったらいくらでも作ろうと思えばできるので、具体的なシステムというの、情報共有システムというものを、より良いものを構築していただきたいなと思っています。

(比嘉委員長)はい、追加でご意見をいただきました。

(横江委員)これも追加なんですけども、警察との児童相談所の連携の話ですね。全国でも警察と児童相談所との連携強化ということが進んでいて、児童相談所が持っている情報を全件、警察に提供するというような話もあるかと思えます。沖縄県も警察と協定を結んでいるんですけども、報道の限りではあるんですけど、そういったように聞いております。それはそれで一つ警察の介入によって救われるものというのもあるかと思うので、一つの方向性としては当然反対するのではないで

す。ただ、一応懸念というか、先程の相談支援機関としての児童相談所という意味では、その情報というのが警察に行くことによって、行くということを僕は相談のしにくさだったりとか、その児童相談所への抵抗だったりハードルだったりとかを上げてしまいかねないんじゃないかという側面もあるので、そこの留意配慮というのはやはりちょっと必要ではないかなと、そういう懸念があるということをお伝えしたいと思います。

(比嘉委員長)はい、ありがとうございました。警察との連携の部分で、配慮が必要な部分ですね。これもいくつかの都道府県で指摘されている部分がありますので、協定している中で、特に現場の方で注意していかないといけないのかなと思います。ありがとうございました。

それでは次に移ってもよろしいでしょうか、大丈夫でしょうか。「終わりに」9ページのところになります。こちらに関しましては、私が指摘したのは、文章の収まりというところで入れ替えただけですので説明はいらないと思います。その下のところです。上間委員の方から「終わりに」の最後のところです。数値目標を伴った政策の展開というところがありますので、そちらの部分で説明いただけますか。

(上間委員)どうしたら私たちの話している事柄や危機感が県に共有されるのかという思いがあり、このような言葉を使わせていただいたということをまず最初に申し上げます。ここに集まっている委員たちは皆、目の前にいる子どもを見ていてその子たちの傷つきや体の状態を見ている人たちではないかと思えます。それで、どうしても虐待をなくしたいということで声をかけられて、こちらに今日集まりました。それで、その時の、現場に近い者の皮膚感覚で、急いで欲しいということと、条例を制定するということにはやはり温度差があるように思えるんですね。これを、実体を伴ったこととしてなんとかやっていただけないかということが、委員全員の気持ちです。数値目標という言い方が施策を実際に進めるのかどうかということには、クエスチョンもあります。ありますが、でもとりあえずはここに依って話をしてみたいと、そのような思いがありました。今日私たちが話していたことは新しいこともあったかと思えます。例えば、那覇市への児相の設置とかですね、これが何故なされていないのかということをも多くの委員が思っておりますし、スクールロイヤーとかアドボカシー制度とかをきちんとやっていくことも、虐待とか子どもの意見表明を考えれば必要な新しい設置ではないかということになります。一時保護所の医療ケアの必要性ということで、具体的なアイデアが出されていますが、このあたりも新しいことかと思えます。でも、その他の問題は、なぜ学校が拾えていないのかということで、学校の中で子どもが黙らされているんじゃないかということも、もう少しそこをきちんと原理的にすべての子どもが通う場所で意見表明がなされれば、なんとかなるんじゃないかという意見とかですね、児童相談所から市町村に繋げた時の対応が、今以上にきめ細やかになされればきちんと動くのではないかという、そういうお話だったのではないかと思います。この、今あるものをどうやって実効性を作るのかということも、本当にどうにか実現していただきたい。それを当座「数値目標」という言葉で話しました。目に見える変化をというふうに思っています。必ずしも新しいものばかりではなくて、今あるものをきちんと強化してやっていくということで補えることもたくさんあるか思います。

(比嘉委員長)上間委員、どうもありがとうございました。総括いただいた上でのご提案でありました。ありがとうございます。この数値目標に関してですが、横江委員ございますか。



(横江委員)今、上間先生がおっしゃっていたこととほぼ同じというか、被るんですけども、今回の会自体が、条例、児童虐待防止条例の制定を目指すというところで、そこが到達点なのか、どこが到達点なのか、何を狙っているのか、その結論ありきというか条例作ればいいのかというものでは、やはり作った形だけでは本当に意味がないかなと思うので、その何を狙って条例を作るか、そしてそれに対して具体的に、じゃあ本当に虐待防止策というのを、なにをこう、きちんとできるのかやっいていけるのか、それにはやはり予算、お金がかかるだろうと思うので、具体的にそのお金をどれだけかけられるのか、そこも含めて、この会議の中ではそこまでは具体的にはできないかもしれませんが、やはりそう言ったことを積み重ねて、総合的な具体的な対策を作ると。その中でやはり具体的な目標設定なりをして実行していくということが必要だと思います。是非作るのであれば実のあるものを作っていたきたいと思っております。

(比嘉委員長)はい、横江委員、どうもありがとうございます。どうでしょうか。野村さん。

(野村委員)今、先生方がお話された通りなんですけど、条例を作った後、条例だったり、その条例を反映させた実際の具体的な取組をどうアピールしていくのか、県民向けにどう知らしめていくのかというところも大事かなと思っていて、東京都の分かりやすいですよ、虐待防止のものもキャッチーなものがあるから分かりやすかったりするんで、作っても一部の人がしか知らないではなくて、作ったことだったりそれをもうちょっと一般市民にも届くようにしていくことが必要かなと思いました。

(比嘉委員長)はい、ありがとうございます。海野委員何かありますか。

(海野委員)上間先生がおっしゃった皮膚感覚というのが非常に気に入ったんですけども、実際に虐待を受けた子どもとかその周辺の方々と関わっていると、本当に痛みを我々が感じていて、多分人間として当然感じていいものを感じられなかった子どもの分まで、何かこう痛みが伝わってくるんですけども、虐待を受けると、時にその感覚を、身体感覚を飛ばす、感じなくすることで自分を守っていて、その分が後遺症の治療をやっていると、戻ってくるんですけども、かなりすさまじい形で戻ってくる。それはきっとこの方たちの次の世代に何らかの虐待を小さくすることができるんじゃないかと思いつつ、その皮膚感覚として受けていますが、多分それを共有する時代に来ているのかなというか、みんなが痛みを感じて、それをなんとかしなければと思っていて、この領域はまだまだ歴史が浅くて、虐待防止法が出来てから平成13年に出来てから、あのまだ15,6年でしかないのでもまだ積み上げていく段階なのかなとは思っていますけれども、今まで封印してきたものを少しずつ一般的に降ろして行って、みんなですこすこ癒されたらいいところに落ち着けるための政策を、それこそその皮膚感覚で、変わっていつているよねと感じられるものがあるといいのかなと、漠然としてなんですけども感じました。上層部の方の皮膚感覚が、施策をする上において刺激されていくといいのかなと思います。

(比嘉委員長)海野委員、どうもありがとうございました。前半の部分で少し終えた部分ですが、今一度少し議論していただきたいものがあります。4ページの17行目です。今まで議論してきてわかると思いますが、その一部分だけ「削除」という方向性が出たところです。この意見を出した委員は今日欠席しているというのが一つ前提としてあります。この万国津梁会議は、それぞれいろんな専門家の意見を集約して載せていくということがあって、本日いらっやらない委員の発言部分でそこを削除するというのはちょっとどうかなというものがあります。そこで提案ですが、先程の各委員が

ら出たご意見を、その後に付け加えるとか、そのまた出てきた意見も含めて、今日欠席している委員の方に投げかけて最終の落としどころを見つけていきたいと考えているところですが、よろしいでしょうか。その付け加える部分については、またご相談させていただくという形にしたいなと思っておりますが、よろしいですか。

#### 【特に意見なし】

(比嘉委員長)ありがとうございます。では、事務局その方向で今後対応していきたいなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

(比嘉委員長)その他、順を追ってディスカッションをさせていただいたかなと思いますが、抜け落ちている部分はないか、それからもうしばらく時間がありますのでこの部分もう少し議論した方が良いのではないかなというものがありましたら、その点をお話していきたいなと思いますが、いかがでしょうか。ここで出していただければ何らかの形でまた反映させていただけるかと、我々も期待しているところですが、出し切りしましたでしょうか。海野委員、ありがとうございます。お願いします。

(海野委員)前回話し合われていないことに、治療システムの充実というのがなかったとあって、よろしければそのシステムの充実について提言させていただければと思います。確かにどこまで効くとか、時間的なものが非常に長期に亘るとか、ということもありますが、後遺症のサポートというのは次世代の予防に繋がります。WHOが認めてくれた認知行動療法EMDRなど、トラウマ回復技法というものがありまして、私以外の先生方もそうだと思うのですが、臨床心理士はこの資格を取ってその技能を提供しているのですが、例えば「その怒り、サポートを受ける権利があります」だとかですね、逆説的な言い方で呼び込みまして、それに対して県が、加害者予備軍または加害者の方にご自分の被害があるがために、加害をしてしまうことへの、過去の後遺症、虐待の後遺症であり、それが加害に繋がっているという方への支援、チケット制でもいいですけども、お金を提供すると。カナダなどでは刑務所で、刑を犯した方々に治療をしてその治療費を提供するのでしっかり治療して、そしてできるだけその怒りなどをマネジメントできるようなところまで行って初めて接近禁止命令の幅が少し緩くなるだとか、そういうことをやっていることを知っていて、似たような治療システムだとか、実際に広く「怒りサポートを受ける権利があります」ということであれば、「自分を大切にしてください」などのキャッチフレーズで後遺症治療ができればいいのかなと思います。そのシステムには、当然サポートを提供する医師なり心理士なり専門家の養成だとかもありますので、養成団体との連携で、より沖縄県が治療システムに対しても充実されたいのかなと思いました。

(比嘉委員長)海野委員、貴重なご意見、どうもありがとうございました。そうですね、治療に関しての話というのはなかなかそこまで突っ込んでいけなかった部分もありますし、それから加害者の部分ですね。本当に非常に難しい、時間のかかる、お金もかかるということですので、それに関してもまた今後もいろいろご指導いただきながら、県挙げて取り組んでいけたらと思っております。どうもありがとうございました。議事に関しては以上ですけども、よろしいですか。

(事務局)事務局から失礼します。6ページの29行目から32行目までですが、こちら横江委員から以前いただいたものを、少し順番を入れ替えたり修正がありまして、線を引き忘れていたところでし

て、できれば横江委員のご発言とかもらった方がいいのかなと思ひまして、申し訳ありませんが補足があれば。

(比嘉委員長)6ページの下の辺りですけども、特に気になるところありましたか。文言入れ替えですね。29行目以降です。

(事務局)補足しますと、29行目から32行目までになるんですけども、前回横江先生の表現がパラグラフとしてあったものを、2つのパラグラフに分けたという構成に分けたということで、一応横江先生と調整してこういう形にしているところでありまして、もし補足があれば。

(横江委員)前回、私の方でその公権力による懲罰的な強権的な方法は極力控えるべきではないかという点と、やはりその養育環境の改善を図るということのための支援が大切だということ、そのための教育や啓発が重要なのではないかということ、体罰をしないで子育てをするという教育や啓発が必要じゃないか、重要じゃないかというところ、それを指摘させていただいて、これを一応分けたという形になるんですかね。それをこういった形にまとめていただいたというところだと思います。そこは議論があらうかと思うんですけども、私の意見として罰則規定というのはそこまでしてやる必要はないのではないかという意見を述べさせていただいたというところです。

(比嘉委員長)その方向性は確認していますよね。文章を分けたということでした。読みやすくということで分けさせていただいたということの説明です。

はい、ありがとうございました。それではすべての事項について終了したいと思います。事務局の方から連絡事項をお願いします。

(事務局)今後の進め方ですが、本日の協議の中で、追記とか修正する部分があったのかなと思っております。この点は、委員の皆様には照会、確認いたします。その上で委員長と事務局で調整の上、児童虐待に関する万国津梁会議の意見を作成しまして、また各委員の承諾を得まして委員長から知事に手交していきたいと考えております。

(比嘉委員長)事務局から説明がありました。その通りでよろしいでしょうか。

#### 【特に意見なし】

(比嘉委員長)ありがとうございました。それでは進行を事務局の方にお返ししたいと思います。各委員、お忙しい中お集まりいただきまして、海野委員はまた県外から来ていただいて本当にありがとうございました。

(事務局)それでは委員長、委員の皆様、本日は長い間どうもありがとうございました。7月に第1回目の万国津梁会議の虐待に関する部門を開催させていただきまして、頂いた意見をまとめて、その間今日まで、先生方には議事録の確認から今日のこの資料の確認まで何回もやり取りをさせていただきました。ありがとうございました。私どもだけでは、行政だけでは気づきにくい様々なご意見を頂戴したと考えております。このご意見を、これから私ども虐待防止に関しては喫緊の課題だと認識しておりますので、施策に活かしていくとともに、先程来お話がありますように条例の制定に向け

でも参考とさせていただきたいと思いますので、頂いた意見を知事に手交していただきまして、私どもとしてはより子どもたちの権利が守られる形で虐待の防止ができるという取組に活かしていきたいと思います。誠にありがとうございました。

(事務局)ありがとうございます。本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございました。本日の会議はこれで閉めさせていただきます。お疲れ様でした。